

議第268号

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する
寄附金を定める条例の一部を改正する条例の制定について

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を
定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年 2月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する
寄附金を定める条例の一部を改正する条例

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を
定める条例の一部を次のように改正する。

本則の表特定非営利活動法人環境市民の項中「京都市中京区麩屋町通二条
下る尾張町225番地第二ふや町ビル405号」を「京都市中京区麩屋町通二条下
る尾張町225番地第二ふや町ビル206号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
の変更に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。